

# 企画競争説明書

業務名称：パラグアイ国南西部輸出回廊整備事業準備調査  
【有償勘定技術支援】

調達管理番号：21a00451

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年8月11日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2021年8月11日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラグアイ国南西部輸出回廊整備事業準備調査【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年11月 ～ 2022年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末 (2022年2月頃)

#### 4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：【三宅達夫 [Miyake.Tatsuo@jica.go.jp](mailto:Miyake.Tatsuo@jica.go.jp)】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

中南米部 南米課

#### 5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である 2021 年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

合、競争から排除しない。

- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての  
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契  
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月20日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号\_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として  
お断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月26日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年9月10日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) 「第4章（3）現地再委託」に記載の各種調査  
対象範囲が155kmと広範囲にわたることから、地形調査・測量、地質調査は効率的に行うことが望まれるところであり、コロナ禍での調査となり得ることからDXの活用も検討することが望ましい。
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 PYG1=0.01661 円
  - b) US\$ 1 = 110.552 円
  - c) EUR 1 = 131.632 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。  
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
  - e) 特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対

象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/道路・交通計画
- b) 道路計画・設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年10月4日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ

させていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っていない

る。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：円借款を活用した道路事業関連業務（全世界）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／道路・交通計画

➤ 道路計画・設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路・交通計画）】

a) 類似業務経験の分野：道路事業に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語（なおスペイン語ができれば好ましい）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路計画・設計】

- a) 類似業務経験の分野：道路事業に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パラグアイ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語（なおスペイン語ができれば好ましい）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>( 34 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路・交通計画</u>	<b>( 34 )</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(—)</b>	<b>( 13 )</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(—)</b>	<b>(—)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>道路計画・設計</u>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

## 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パラグアイ国南西部輸出回廊整備事業準備調査【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

パラグアイ共和国（以下「当国」という。）は、南米の中心部に位置する内陸国で、対外交易は主にパラグアイ川及びパラナ川を利用した河川輸送、隣接国に連絡する道路輸送に依存している。また、輸出の約70%を農畜産物が占め、当国の最重要産業となっている。しかし、当国全土のアスファルト舗装率は10.8%（2020年）で、生産拠点と港や隣接国を繋ぐ道路インフラが脆弱なため、農畜産物の積み出しがアスンシオン港、エンカルナシオン港に集中し、コンテナ輸送や生活交通と交じり合うことで両都市圏の道路で渋滞が頻発している。加えて、アスンシオン港のあるパラグアイ川は継続的な浚渫を要し、乾季は航行困難になるという制約も抱えている。かかる状況に対して、当国政府は「パラグアイ国家開発計画2030」にて、国際競争力向上のため港湾施設の改良及び陸上輸送の効率性改善を掲げ、輸出回廊構想のもと、主要陸運ルートを国道に指定し、道路整備を進めている。

南西部輸出回廊整備事業（以下、「本事業」という。）は当国輸出回廊構想において、国道20号線を中心とし、東西の港を結ぶことから、高い優先度が付されている。国道20号線は当国ミシオネス県からニェンブク県にまたがり、これに隣接するイタプア県と合わせた3県は当国の一大稲作地帯で、コメは近年輸出が急増している。ニェンブク県には低水位時期でも稼働可能なピラール港があり、乾季の貨物優先港として、近年開発が進められている。しかし、同港へのアクセスルートは限られているため、同港からのコメ輸出量も全体の約9%程度に留まっている。本事業によって当国南西部ニェンブク県及びミシオネス県において、国道を中心とした道路を整備することによって陸路の連結性を強化し、コメを含む農産品の輸出に係る輸送効率を向上させ、ひいてはパラグアイの経済発展に寄与することが期待される。

我が国の当国への陸上輸送支援は1977年から実施しており、長年にわたり当国の道路及び輸出ネットワークの発展に寄与している。このような背景を踏まえ、パラグアイ政府は実施中の東部輸出回廊整備事業につづき、南西部の国道20号線を中心とする道路整備に係る本事業を我が国に支援要望を表明した。

南西部輸出回廊整備事業準備調査（以下、「本調査」という。）は、このパラグアイ政府からの支援要望を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 第3条 事業の概要（要請内容）

#### （1）事業名

南西部輸出回廊整備事業

#### （2）事業目的

本事業は、ニエンブク県及びミシオネス県において、道路整備を実施し、パラグアイ国内の輸送の連結性の向上、輸出物資の輸送効率の向上等を図り、もってパラグアイ経済の活性化に寄与するもの。

#### （3）事業概要

##### 1）土木工事

- ① 県道77と79号：ニエンブク県を横断するピラール～デスモチャード間の2車線道路（橋梁、排水設備等を含む）の改良および拡幅（約41km）
- ② 国道20号：ニエンブク県及びミシオネス県を横断するデスモチャード～ジャベブル間の2車線道路（橋梁、排水設備等を含む）の改良及び拡幅（約102 km）
- ③ アクセス道路：国道20号（ラウレレス～ジャベブル区間）からニエンブク県セリート市への2車線道路（橋梁、排水設備等を含む）の改良及び拡幅（約12km）

##### 2）コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、維持管理や交通安全を含む技術移転等）

#### （4）対象地域

ニエンブク県及びミシオネス県

#### （5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨JICAに報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

##### 1）実施機関：公共事業・通信省

Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones（以下、「MOPC」という。）

- Dirección de Planificación Vial（道路計画局）

- Dirección de Vialidad（道路総局）

- Unidad Ejecutora de Proyectos JICA-MOPC（プロジェクト実施ユニット）

- Dirección de Gestión Socio Ambiental（社会環境管理局）

##### 2）その他関係官庁・機関：該当なし

#### （6）本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

該当なし

### 第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたってJICAが行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第5条 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議し、承認を得る。

また、本調査で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本調査の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

### (2) 審査の重点項目

本調査の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICAから別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 事業背景と実施妥当性検証
- 2) 適用される技術基準
- 3) 施工計画
- 4) 調達計画
- 5) 事業費
- 6) 事業実施スケジュール
- 7) 事業実施体制及び事業実施機関の実施能力
- 8) 運営・維持管理体制
- 9) 運用・効果指標
- 10) 内部収益率（IRR）
- 11) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

### (3) JICA本部への事前説明・確認

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかにJICAに報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、JICAへの説明・確認については、JICAへの説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

### (4) 先行及び関連調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先

行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### 先行及び関連調査・既往事業一覧

##### JICAパラグアイ事務所

- ・パラグアイ及び域内物流ロジスティクス情報収集・確認調査報告書

##### MOPC

- ・Nota Conceptual: Proyecto de Mejoramiento del Corredor de Exportación de la Zona Suroeste（西語）
- ・Propuesta de Modificación de Trazado（西語）

#### (5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

#### (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

なお、本邦技術の適用／本邦企業の参入促進の検討にあたっては、本事業における可能性のみではなく、今後の当国のJICA事業における可能性についても検討する。

#### (7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやす特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 7）。この場合には、追加で必要

となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等が必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) 環境影響評価報告書 (EIA)
- 2) 住民移転・用地取得計画

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

本事業対象地域付近（ジャベブル市近郊）には、国により野生保護区に指定されている地域の存在が確認されている。本調査においては、これらの地域の正確な範囲を把握するとともに、事業形成や実施を可能にする条件及び緩和策等について十分に調査・確認する。また、用地取得・住民移転計画策定に係る社会経済調査においては、対象地域におけるその存在の有無や、本事業におけるそのような土地の用地取得の必要性及び手続きについて十分に調査・確認する。なお、住民移転数の規模については業務の初期段階で確定させる必要がある。

#### (8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### (9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国の一部においては、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たってはJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

## (10) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるICT技術の活用が期待される。本調査では、Construction Information Modeling (CIM) 又はBuilding Information Modeling (BIM) の導入を検討する。調査設計段階からの3次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案する。

### CIM/BIMの適用が想定される項目

- 1) 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

## (11) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進の観点から、JICAでは事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICAとして集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従いJICAに提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICAが当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-Rを基本とする。CD-Rに格納できないデータについては提出方法をJICAと協議する。

データ形式：KMLもしくはGeoJSON形式とし、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式で提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

## (12) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。こ

れを踏まえ、本調査においてはJICAが提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

#### (13) 必要な許認可等の確認

パラグアイ国内での環境許認可（環境影響評価表（EIA）や用地取得等）や国家投資審査制度（SNIP）、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認し、整理する。円借款事業として実施するために、これら許認可等などが必要となる場合は、その責任機関、所要期間等について確認する。

#### (14) 道路舗装設計

供与後の予期しない損傷を未然に防ぐべく、パラグアイにおける運輸交通及び関連インフラに関する舗装設計基準等を確認、先行調査結果資料を検証するとともに、隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用状況（損傷状況）などの点も留意すること。本道路は輸出回廊としての機能があるため、過積載車両への対応、パラグアイを含むメルコスール域内で使用されるトラック輸送の状況を設計段階から考慮する必要がある。また、本回廊整備により圃場を分断することは想定していないものの、本事業実施による水文の変化、稲作への影響に関しても考慮した上で設計を行うこと。

#### (15) 道路排水計画

対象道路の機能を確保するうえで、適切な道路排水計画とすることが重要になるが、そのために道路の排水機能だけでなく、道路への流入を含めて周辺部の地形や河川・涸れ河等の状況を踏まえた計画とする必要がある。計画対象地域は概ね平らな地形であり大規模な河川は存在しないが、雨季には道路冠水も発生するため、雨季の雨水の処理を含めた計画が必要になる点に留意すること。

#### (16) 維持管理

当国における幹線道路・主要地方道路の維持管理はMOPC内の道路総局に設置された道路維持管理部が担当するが、本事業対象道路は国道・県道等を含むため、道路整備後の定期的な維持管理体制に関して確認・整理し、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等を確認した上で、適切な予算措置及び維持管理の実施を該当機関へ働きかける必要がある。特に過積載車両の通行は道路の路面等に悪影響を与える原因となることから、適切な維持管理のためには、計画・設計段階からその点を考慮する必要がある。

#### (17) 雨季の考慮

雨季（11月～4月）の影響により施工が一時中断することも予想されることから、施工計画の策定にあたっては、雨季/乾季等を考慮のうえ、工程計画を策定する必要がある。

#### (18) 渡航制限に配慮した調査実施体制の提案と構築

パラグアイは現在新型コロナウイルスによる感染者数が増加傾向にあり、ブラジルを含めた近隣諸国の感染者数増加状況を踏まえると、この傾向は当面継続することが予測される。2021年7月現在、外務省の安全情報では当国の感染症レベルはレベル3に該当する。機構内の渡航再開に係る安全対策措置においては、渡航を見合わ

せている。よって、特殊要人の活用等によりリモート調査なども駆使しながら本調査は実行されることが求められる。

なお、遠隔調査のため実施機関からの情報収集が現地調査に比べ困難となる可能性がある。必要に応じてJICAパラグアイ事務所から実施機関への働きかけ等支援を受けることができる。また、遠隔調査における再委託先の選定にあたってはこれまでのJICA関係の調査経験や実施機関との関係等慎重に検討する。

また、JICA環境ガイドラインでは、3.1.2の5. で十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させ、関連情報の収集と現地調査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成することが求められていることから、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴いやむを得ず環境社会配慮団員が渡航できない場合には、JICA環境ガイドラインに沿った対応として以下のとおり進める。

- ・環境社会配慮について、環境社会配慮団員が既存のデータ、文献、現地の写真・動画等を遠隔で確認し、関係者にはオンラインインタビューを実施する。

- ・現地での再委託契約により環境社会配慮に必要な調査要員を確保し、環境社会配慮団員の指示を踏まえて現地調査や関係者との協議、現況のデータ・写真・動画等を収集する。

今後において渡航措置に変更があり、渡航可能となる場合には、契約変更により渡航に必要となる費用を契約金額に含める。

## 第6条 業務の内容

【第一段階：既存資料に基づく確認及びレビュー作業】

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第7条に従い作成し、JICAに提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) MOPCからの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、MOPCにて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。また、並行して現地再委託、庸人、機材調達の手配等の準備作業を開始する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

パラグアイの各種開発計画や社会・経済情勢、対象地域の農畜業状況などを踏まえ、本事業の内容及び過去の経緯の把握を通じ、本事業の意義、妥当性、位置づけを検証する。そのため、以下の点を確認する。

- 1) パラグアイにおける国家開発計画や運輸・道路セクターの上位計画・戦略（Plan Maestro de Transporte 2018や太平洋・大西洋横断回廊等を含む）の内容・その実施状況、周辺国経済との関係や地域開発計画、他ドナー（世銀、米

州開発銀行 (IDB)、ラテンアメリカ開発銀行 (CAF)、ラプラタ開発基金 (Fonplata) など) の当該等セクターへの支援状況について、パラグアイ政府、他ドナーからもヒアリングを行い開発状況について確認し、本事業の必要性・重要性を検証する。各計画と進捗状況に差異がある場合には、その理由及び対応策、進捗促進等についても聞き取り確認を行う。

- 2) パラグアイの経済、輸出入経路を含む貿易関係を整理する。特に、対象道路と関係の深い農業産品(コメ等)、畜産及び観光については、輸送経路、将来の生産量・輸出量の促進及び見通し、経済効果等についても調査する。
- 3) 運輸交通及び関連インフラに関する法令・規則・基準等を確認し、パラグアイにおける全国道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象道路の位置づけ・重要性を検証する。
- 4) 調査対象地域(ニェンブク県、ミシオネス県)の経済・産業・社会等の一般概要及び輸出回廊としての交通面での重要性を確認・整理する。
- 5) 本事業実施により想定される環境社会配慮インパクトを確認・整理する。
- 6) 本事業において、「質の高いインフラ投資に関するG20」をどのように適用できるか、検討・整理する。

#### (4) 対象道路の現況調査と課題の抽出。

- 1) 調査対象道路区間に関し、関連調査資料及び関係者のヒアリングに基づき、道路状況(幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間等)を把握する。
- 2) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題や需要を調査する。

#### (5) 既存資料及び情報レビュー

MOPC作成の本事業に係る基礎資料やJICAにより実施された基礎情報収集・確認調査(「パラグアイ及び域内物流ロジスティクス情報収集・確認調査」)の関連資料に基づき、需要予測、建設コスト、環境社会配慮、用地取得、住民移転、補償費等の算出根拠・過程を検証する。その上で、円借款事業としての妥当性を念頭に、具体的な協力準備調査の計画を立案する。

### 【第二段階：第一段階の結果に基づく協力準備調査】

#### (6) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避/最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等)については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- ア) 気象調査
- イ) 自然災害調査
- ウ) 水理・水文調査

エ) 地形調査

- ・ 河川測量（橋梁建設地点のみ）
- ・ 道路縦横断測量

※調査の方法について、対象区間の距離を踏まえつつ、調査期間及びコストを鑑みて、合理的かつ効率的な方法を提出するプロポーザルにて提案すること。  
なお、JICAが想定する調査方法は以下の通り。

- ① 衛星写真・衛星DEM調達（1/5000～1/2500）、ないしは航空写真/LiDAR測量（1/1000～1/500）の実施
- ② 入手した三次元データ、画像を用いた机上での地形判読の結果から抽出される整備重点箇所に限定したドローン撮影、地上LiDARの実施等

オ) 地質調査

- ・ ボーリング調査
- ・ 土質試験一式

カ) CBR試験

キ) 支障物調査

ク) 仮地籍調査

(7) 交通量調査及び将来交通量の予測

- 1) パラグアイの主要都市及び対象道路の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手する。新規情報・データの必要性及び不足情報・データがある場合は、実施すべき交通量調査の内容と範囲を確定し実施する。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。
- 2) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
  - a) 対象地域の開発計画（対象道路が接続し、影響を及ぼす可能性のある道路、地域の開発計画を含む）
  - b) 対象地域の社会経済指標
- 3) 対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。特に、農産物増産、交易の拡大、対象地区県内の港湾岸建設計画、水位低下による河川輸送の代替ルート及びパラナ川沿岸部とパラグアイ川沿岸部を結ぶ内陸物流ルートとしての機能等も考慮して検討し、将来の道路交通量の予測を行う。

(8) ピラール港近代化状況の確認

- 1) パラグアイ及び対象地域の各種開発計画や社会・経済情勢を踏まえ、パラグアイにおけるピラール港の位置づけや穀物の輸出港としての必要性・重要性を検証する。
- 2) 本事業によりアクセス改善されることを念頭に、ピラール港の稼働・収容・維持管理能力を検証する。

(9) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン調査）

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段、就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は出来る限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族

別の状況の変化が確認出来るように配慮する。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

#### (10) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

##### 代替案検討が求められる項目

###### ・ 路線計画

県道79号（イスラウンブ経由）を通過せず、県道77号（コスタプク経由）でピラールへ繋がる路線の代替案。右代替案には環境社会に係る影響分析及び緩和策、概略設計、積算及び調達計画を含む技術的提案を含めること。

###### ・ 橋梁形式

#### (11) インテリム・レポートの作成、説明及び協議

上記(3)～(10)に係る分析を終えた段階で、インテリム・レポートを取りまとめる。インテリム・レポートについては、ドラフトを作成し、発注者と協議したうえで必要な修正を行い、パラグアイ側と協議し、コメントを取りまとめること。なお、ドラフトの提出に当たってはJICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### (12) 概略設計

上記各種調査や先行資料等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案したCIM/BIMの活用の具体的な内容を反映すること。

##### 1) 道路の線形設計

- ・ 道路平面設計（縮尺1/2500）
- ・ 道路縦横断設計（50mピッチ及び変化点）

##### 2) 舗装設計

##### 3) 排水設備設計

##### 4) 交通安全施設設置、料金所、計量ステーション個所の特定

##### 5) 橋梁設計

##### 6) 完成予想図（CIM/BIMを活用したCG等）

3次元モデルを含むCIM/BIMを活用する等して、完成予想図を複数箇所作成する。

##### 7) 仮地籍の検証

#### (13) 事業実施計画の策定

#### 1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。加えて、地盤改良が必要な湿地地での盛土工事が想定されるため、適切な地盤改良方法の選定、地盤改良及び盛土の施工における適切な品質管理方法の検討も行うこと。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

#### 2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合はJICAから提供される「安全対策ガイドンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

#### 3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

#### 4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

#### 5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

#### 6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。また、コンサルタント選定手続きの各項目（ショートリスト・招請状、TOR作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、計画交渉、契約締結）の時期・期間も分かるようにする。

### (14) COVID-19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイドンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタントTOR等に反映する。

- ①コスト積算：現地の法令・ガイドンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- ②実施スケジュール、コンサルタントTOR・PM策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要なTORを作成する。

(15) 交通安全に係る啓発活動の計画策定

パラグアイの全国的な交通事故はWHOの公表データにより得られるが、合わせて、全国及び当該地域・路線での交通事故データの収集・分析を行うとともに、事業対象道路付近での交通事故発生状況につき、MOPC、警察や物流業者へのヒアリング等により確認する。また、既存の交通安全体制や規則の有無についても情報収集・分析を行う。その上で一般車両の安全運転に係る意識向上を含め、事業対象地への交通安全教育計画の実施を本事業のコンサルティング・サービスに含めることを念頭に、計画を提案する。また、他国で実施中・実施済の交通安全に関する技術協力プロジェクトの検討内容も参照すること（具体例についてはベトナムやカンボジア、タイなどの事例あり）。

(16) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必用に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(17) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途JICAに提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等をJICAから指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 他機関建中金利

## ク. その他2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・交通安全に係る啓発活動等に要する費用
- ④ 環境社会管理計画の実施費用
- ⑤ パラグアイの法令により定められている生態系サービスの支払い（土木工事費の1%相当）

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能な場合もある。

### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途JICAから提供されるコスト積算支援システム（Excelファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10以上)を推奨している（Macintoshは推奨しない）。

### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

### 5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともにJICAに提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

### 6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

### 7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途JICAに提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）

- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

#### 8) 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に超えるケースが幾つか見られる。本概略事業費の積算に当たっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

#### (18) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

##### 1) MOPCにおける当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

##### 2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用するJICA標準入札書類 等

##### 3) コンサルタントの選定方法案

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

##### 4) 施工業者の選定方針案

- ・ PQ：Pre-Qualification条件の設定
- ・ ICB：International Competitive Bidの採否
- ・ LCB：Local Competitive Bidの採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等
- ・ パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件
- ・ 運輸・道路整備事業/事例における調達プロセスにおける係争事案や遅延要員の傾向分析と、どう分析結果を踏まえた教訓から導き出される対策案

#### (19) 事業実施体制の検討

##### 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

##### 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

##### 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unitの設立等）

6) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～5)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(20) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材及び重量検査所等を含む過積載管理の整備や規制・管理状況などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

6) 舗装水準を維持するために道路の管理を民間に委託する性能規定型システム（Gestión y Mantenimiento de Carreteras Pavimentadas por Niveles de Servicio. (GMANS)）の現状とその運営費用を調査し、維持管理に係る民間委託等の可能性及び妥当性についても検討する。

運営・維持管理体制について、上記1)～6)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(21) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、仮地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実

施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(22) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・当国の制度における手続きや所要期間
- ・「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

(23) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生

じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、仮地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (24) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

##### 1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確

認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

## 2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

## (25) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

## (26) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途JICAに提出する。

- 1) パラグアイ共和国における当該類似業務の調達事情
  - ・一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
  - ・現地施工業者の情報
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・契約、契約条件書等の設定の基本方針等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・International Consultantsの採否等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・PQ：Pre-Qualification条件の設定
  - ・LCB：Local Competitive Biddingの採否
  - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 5) 事業実施上の留意事項の整理
  - ・既存運営事業者との調整
  - ・HIV対策
  - ・軍事利用の回避 等

## (27) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタントTOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

## (28) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRRの算出は、別途JICAから提供されるIRRマニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

### 1) 定量的効果

#### ① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たってはJICAから提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途JICAに提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excelの電子データ）

#### ② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。（例：コメなどの商品輸出に伴う国内輸送コスト（費用、時間）の縮減の可能性、旅客数）

- ・ 対象区間の平均日交通量（PCU/日）
- ・ 対象区間の平均速度（Km/h）
- ・ 平均所要移動時間（時間）
- ・ コメの総輸出量（千トン/年）

### 2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的及び数値化できるものについては定量的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

## (29) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

1) パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を策定している。開発と気候変動対策の総合的实施を推進する観点から、本事業が当該国のNDCと整合していることを確認のうえ、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことを検討すること。

2) 本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対

策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）（JICA 2019年）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

- 3) 本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（適応策）（JICA 2019年）」の該当箇所等を参考に、本事業の実施対象地域における気候リスクを評価した上で、本事業を通じた適応効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果等）の検証を行うとともに、必要に応じて追加的な適応オプションの検討を行う。

### （30）本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA本部の確認・承認を得る。また、JICA本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICAの施設を利用する。

想定される本邦企業説明会の概要は以下のとおり：

- 目的：本邦企業に対する事業説明を行い、パラグアイ事業参加や技術紹介など企業の関心について情報収集・意見交換を行う。
- 実施時期：調査第一段階完了時期を目途
- 回数：1回
- 規模・参加者：中南米事業への参加関心土木事業者などを中心に最大30名程度見込み

### （31）レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。またMOPCにJICA事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途JICAが指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

## 第7条 成果品等

### （1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約（和文・西語）をレポートとは別に作成し、併せて電子ファイルにて提出することとする。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職

員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第7条に記載するとおり。

提出時期：契約締結後10営業日以内

部 数：整理された電子ファイル（和文）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：業務計画書提出後1か月以内

部 数：整理された電子ファイル（和文・西語）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象道路の現況調査と課題抽出、自然条件調査、交通量調査、コミュニティに係る社会調査、最適路線案等（要約を含む）

提出時期：2022年4月8日目途（業務計画書提出後6か月以内を目処）

部 数：整理された電子ファイル（和文・西語）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2022年7月8日目途（業務計画書提出後9か月以内を目処）

部 数：整理された電子ファイル（和文・西語）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2022年10月31日まで

部 数：和文6部（製本）、西語10部（製本）、CD-R 3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を10ページ程度で取りまとめ、和文版、西語版の最初の部分に入れる。また、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた和文・西語の簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途JICAと十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 2部

## (2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後JICAに提出する。

## (3) その他の提出物

### 1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)をJICAに提出する。

### 2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

### 3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA(現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む)に速やかに提出する。

### 4) その他

上記の提出物のほかに、第6条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## (4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として電子ファイルとし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## 第4章 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2021年11月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2022年4月8日目途
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2022年7月8日目途
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2022年10月31日まで

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 40 人月（現地：17人月、国内23人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/道路・交通計画（2号）
- ② 道路計画・設計（3号）
- ③ 土木構造物計画・設計
- ④ 交通量調査/交通需要予測/経済財務分析
- ⑤ 自然条件調査（地形、地質）
- ⑥ 自然条件調査（気象、水理・水文）
- ⑦ 環境配慮
- ⑧ 社会配慮（用地取得、住民協議等）
- ⑨ 調達/施工計画/積算
- ⑩ 運営・維持管理
- ⑪ 設計補助

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査等
  - ・ 気象調査
  - ・ 自然災害調査
  - ・ 水理・水文調査
  - ・ 地形調査
    - －河川測量（橋梁建設地点のみ）
    - －道路縦横断測量
  - ・ 地質調査
    - －ボーリング調査
    - －土質試験一式
  - ・ CBR 調査
  - ・ 支障物調査
  - ・ 仮地籍調査

- ・ 交通量調査
- ・ 対象地域のコミュニティに係る社会調査
- ・ 環境社会配慮に係る調査
- ・ ジェンダー視点に立った調査
- ・ 用地取得・住民移転に係る計画案
- ・ 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

#### （４）機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

#### （５）配布資料／公開資料等

以下の資料は、配布・貸与しますが、取り扱いに注意が必要であるため、希望者は、JICA 中南米部南米課（5rtsa@jica.go.jp）までご連絡ください。なお、用途はプロポーザル作成に限定し、無断の複写及び第三者への共有の情報漏洩は認められません。また、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」使用後は返却頂きます。

##### １）配布資料

- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）（紙面で貸与）
- MOPC 作成資料（西語）（Nota Conceptual: Proyecto de Mejoramiento del Corredor de Exportación de la Zona Suroeste）
- MOPC 作成資料（西語）（Propuesta de Modificación de Trazado）

#### （６）その他留意事項

##### １）安全管理

- パラグアイへの渡航旅程は、渡航1ヵ月前までにパラグアイ事務所安全アドレスに届け出るとともに、旅程に変更があった場合にも速やかに当該変更を届け出ること。
- 行動規制として、深夜23時以降における徒歩での移動は禁止。加えて、夜間21時以降の都市間移動は禁止。
- 2021年7月時点、パラグアイ全土における渡航措置は「業務渡航：注意喚起」となっている。現時点では調査第一段階で渡航を想定していないが、渡航に当たっ

ては最新のJICA安全管理措置をご確認ください。なお、調査対象地以外の地域への渡航が必要な場合は、JICA安全対策措置に沿った対応が求められる。

## 2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## (7) 対象国の便宜供与等

- 1) 業務関連情報のうちMOPCが保有するデータの提供
- 2) カウンターパート職員の配置
- 3) 安全管理情報の提供
- 4) 医療情報提供及び医療サービスを受けるための支援
- 5) 現地での事務所スペースの提供及び事務員の配置
- 6) IDカード等の提供
- 7) 現地踏査に際して必要な入館・入場許可の取得・発給
- 8) 現地移動に必要な移動手段の確保
- 9) 必要な特権・免除取得に対する支援

以 上